

広島県告示第八百六十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年八月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所	在	地
医療法人社団まりも会	河石記念病院	広島市中区八丁堀四番一	八号	

二 救急病院として認定された病院

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
医療法人社団まりも会	八丁堀平松整形外科消化器科病院	広島市中区八丁堀四番一	八号		平成二十二年八月一五日	新規